

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第80項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第24条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、同表第82項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同表第82項第1号及び第83項第1号中「評価機関」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行により、各種認定の申請に対し、本市が実施する審査に添付する適合証の交付機関を変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。